

令和3年度 地産地消型再エネ増強プロジェクト

事業説明会 ～事業概要と助成内容編～

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)





目次

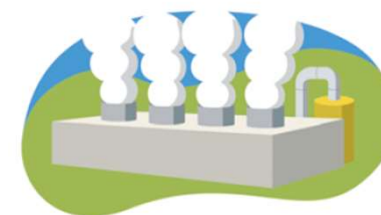
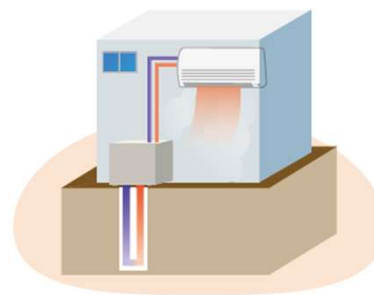
1. 事業概要



2. 助成対象事業者



3. 助成対象設備





1. 事業概要

【目的】

【目的】

都内に**地産地消型**再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成することにより、温室効果ガスの排出削減及び電力系統への負荷軽減を図ること等を目的として行うものです。



1. 事業概要

【地産地消とは】

【地産地消型とは】

①都内に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その設置設備から得られたエネルギーを、都内の当該設置施設で消費する場合

※再生可能エネルギー利用設備の設置者と当該設置建物の所有者が異なる場合を含みます。

②再生可能エネルギー発電等の設備を設置し、その設置設備から得られたエネルギーを一般電気事業者の送電網を用いて送電し、消費する場合(いわゆる自己託送)。

※再エネ設備の設置場所、消費場所ともに都内であることが条件です。



1. 事業概要

【地産地消とは】

【地産地消型とは】

③再生可能エネルギー発電等設備を設置し、その設置設備から得られたエネルギーを、自営線により送電し、消費する場合。

④再生可能エネルギー発電等設備を設置し、その発電設備から得られたエネルギーを、小売電気事業者を介して需要家に供給し、消費する場合
(当該再エネ電源を特定して供給し、消費する場合に限ります。)

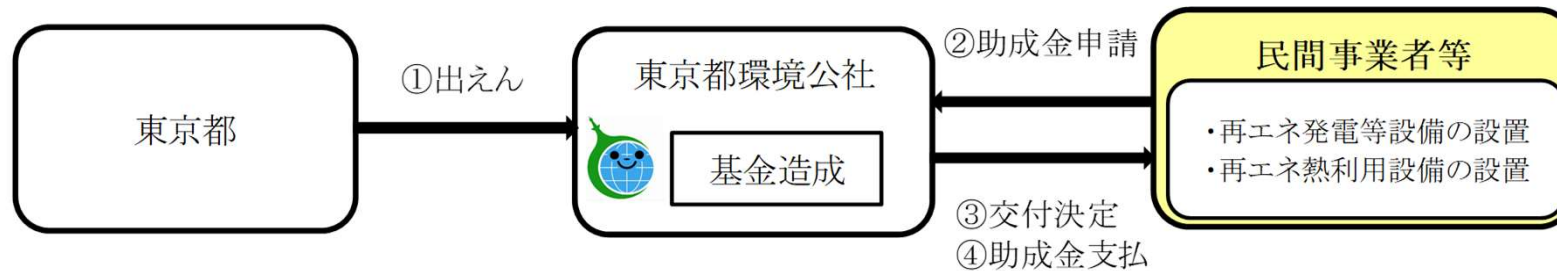
※再エネ設備の設置場所、消費場所ともに都内であることが条件です。



1. 事業概要

【事業スキーム】

【事業スキーム】



●都の出えん金による基金造成

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

●基金を活用した助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる再エネ発電等設備・再エネ熱利用設備を設置された民間事業者等に対して、その経費の一部を助成します。



1. 事業概要

【事業期間・予算額】

【事業期間】

令和2年度から令和5年度まで

※ 助成金の交付は令和6年度まで

※ 公募は、**予算の範囲内**で毎年度行います。

【予算額】

令和3年度 4億円



2. 助成対象事業者等

【助成対象者及び助成率】

助成対象事業者の種別	助成率	上限額
① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の要件を満たす民間企業	<p style="text-align: center;">2/3 以内 <u>※国等の助成金等と併給する場合であっても、合計 2/3以内</u></p>	1億円
② 個人事業主		
③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人		
④ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人		
⑤ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人		
⑥ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人		
⑦ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人		
⑧ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等		
⑨ 法律により直接設立された法人		
⑩ 上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者		
⑪ ①から⑩以外の民間事業者	<p style="text-align: center;">1/2 以内 <u>※国等の助成金等と併給する場合であっても、合計 1/2以内</u></p>	7,500万円



2. 助成対象事業者等

【中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の要件を満たす会社及び個人とは】

【中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の要件を満たす会社及び個人とは】

「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」どちらかに該当すれば中小企業になります。

業種分類 (日本標準産業分類)	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下



3. 助成対象設備

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】

＜共通要件＞

次の①及び②全ての要件を満たすものであること。

① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の認定を受けない**地産地消を主たる目的としたもの（固定価格買取制度において認定を受けないもの）**であること。



3. 助成対象設備

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
共通要件

- ② 再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、1つの需要先の年間消費電力量の範囲内であること。

年間消費電力量 \geq 年間発電量

※年間消費電力量の算出に当たっては、根拠資料(既築の施設の場合は、電気事業者が発行する直近1年間分の使用電力量が記載されている書類)を交付申請時に提出してください。



3. 助成対象設備

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
太陽光発電

<太陽光発電>

太陽電池出力が**5kW以上**であること。

※ 太陽電池出力は、

太陽電池モジュールのJIS
等に規定されている
公称最大出力の合計値

又は

パワーコンディショナーの
JISに基づく定格出力の
合計値



いずれか小さい値
(kWを単位とし、
小数点以下は切り捨て)



3. 助成対象設備

【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備】
太陽光発電

・太陽光発電設備以外の助成対象設備

〈再エネ発電設備〉

風力発電、水力発電


地熱発電、バイオマス発電

蓄電池（再エネ発電設備と併設で対象）

〈再エネ熱利用設備〉

太陽熱利用、温度差熱利用、地中熱利用

バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造



令和3年度 地産地消型再エネ増強プロジェクト

